

## 規則

埼玉県報の発行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県規則第三十四号

埼玉県報の発行に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県報の発行に関する規則（昭和三十六年埼玉県規則第四十五号）の一部を次のように改正する。

第六条を削る。

第五条中「県報に登載された事項」を「県報登載事項」に改め、同条を第九条とし、同条の次に次の一条を加える。

（委任）

第十条 この規則に定めるもののほか、県報の発行に関し必要な事項は、文書課長が別に定める。

第四条を削る。

第三条第一項中「以下同じ。」を削り、同条を第四条とし、同条の次に次の四条を加える。

（発行の方法）

第五条 県報を発行しようとするときは、第三条第一項各号及び第二項に規定する事項その他必要な事項（以下「県報登載事項」という。）を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を、知事の使用に係る電子計算機に備えられた県報登載事項を記録するためのファイル（次項及び第三項において「県報ファイル」という。）に記録しなければならぬ。

2 県報の発行は、県報ファイルに記録された県報登載事項（以下「電磁的県報記録」という。）について、当該県報ファイルを電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。第八条第四項において同じ。）を利用して公衆が閲覧することができる状態に置く措置をとることにより行うものとする。

3 前項の規定による公衆の閲覧は、埼玉県のウェブサイトへの掲載により行うものとし、県報ファイルを識別するための文字、番号、記号その他の符号については、知事が別に定め、告示するものとする。

4 第二項の自動公衆送信により送信される電磁的県報記録に係る情報は、次の各号に掲げる措置のいずれもがとられたものでなければならぬ。ただし、緊急その他やむを得ない理由により第二号の措置をとることができない場合は、当該措置を経ないで県報の発行を行うことができる。

一 十分な安全性を有する暗号技術を用いて、当該情報を暗号化する措置であつて、次の要件のいずれにも該当するもの

イ 第三項の埼玉県のウェブサイトが真正なものであることを示すためのものであること。

ロ 当該情報について変更が行われていないかどうかを確認することができるものであること。

二 当該情報が知事の作成に係るものであることを確実に示すことができる措置であつて、次に掲げるもの

イ 電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名

ロ イに掲げる措置と併せて、当該情報に対し、認定時刻認証業務（時刻認証業務の認定に関する規程（令和三年総務省告示第百四十六号）第二条第二項に規定する時刻認証業務であつて、同規程第三条第一項の規定による総務大臣の認定を受けたものをいう。）によりタイムスタンプ（同規程第二条第一項に規定するタイムスタンプをいう。）を付与すること。

5 前項ただし書の場合において、知事は、同項第二号の措置をとることができないとなつたときは、直ちに当該措置をとるものとする。

6 第二項の自動公衆送信は、当該自動公衆送信により送信される電磁的県報記録に係る情報について、当該情報を受信した者がその使用に係る電子計算機に備えられたファイルに複写することができるものでなければならぬ。この場合において、当該ファイルに複写される電磁的県報記録に係る情報は、第四項第二号に掲げる措置がとられているものであることを確認するために必要な事項を証明する情報（次項において「証明情報」という。）が分離することができない状態で付加されたものでなければならぬ。

7 第四項ただし書の場合であつて、第五項に規定する措置をとることができるようになるまでの間は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する証明情報を分離することができない状態で付加することを要しない。

（県報登載事項の公布等の効力）

第六条 電磁的県報記録（第三条第一項各号に規定する事項に限る。）の公布又は公示は、当該電磁的県報記録について第五条第二項の措置がとられた時に行われ

たものとする。

(県報の発行と併せて実施すべき措置)

第七条 第五条第二項の措置をとるときは、併せて、知事が定めるところにより、埼玉県庁内県民案内室その他知事が必要と認める箇所に備え置いて、一般の閲覧に供するものとする。

(緊急時の措置)

第八条 情報処理システムの障害その他これに類する事由により、第五条第二項の措置をとることができないときは、同項の規定にかかわらず、県報登載事項を記載した書面(以下この条において「書面県報」という。)を埼玉県庁内県民案内室その他知事が必要と認める箇所に備え置くことにより県報の発行を行うことができる。

2 書面県報に記載された県報登載事項(第三条第一項各号に規定する事項に限る。)の公布又は公示は、当該県報登載事項に係る書面県報が前項の規定により備え置かれた時に行われたものとする。

3 第一項の規定により書面県報の発行をするときは、あらかじめ、その旨及びその理由を公表するものとする。

4 第一項の規定により書面県報の発行をした後に、第五条第二項の措置をとることができるとなったときは、その旨を公表するとともに、当該書面県報の発行年月日及び当該書面県報に登載された事項の内容を、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信を利用して公衆が閲覧することができる状態に置く措置をとるものとする。

5 第五条第三項の規定は、前項の規定による公衆の閲覧について準用する。  
第二条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

(発行主体)

第二条 県報の発行は、この規則の定めるところにより、知事が行う。

附 則

1 この規則は、令和七年四月四日から施行する。

2 この規則による改正後の埼玉県報の発行に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に発行する埼玉県報について適用し、同日前に発行された埼玉県報については、なお従前の例による。